

## 組合 Q & A

### 理事の自己契約とは？

自衛隊・警察の制服を共同受注している。共同受注した仕事を理事会に配分すると「自己契約」になるか

法律は、理事が組合と契約する場合を「自己契約」とし、理事会の承認事項と定めています。

この規定は、理事個人と組合の契約だけでなく、理事会と組合の間の契約にも適用されます。理事長（会社）の場合には、民法の双方代理にも抵触します。組合の代表者と会社の代表者が同じ人間になり、自分が自分と契約することになるのです。この民法の双方代理の契約も理事会の承認があれば有効に成立します。

なぜ、このような規定があるのでしょうか。その理由は、理事が自分の利益のために組合・組合員に損害を与えることを防ぐためです。ですから、損害を与える心配のない契約であれば、理事会の承認は不要と解されています。（※組

合法第三十八条参照）

例えば、共同購買事業を理事が利用するとします。不当に安く組合から買えば問題ですが、一般組合員と同じ価格で共同購買事業を利用するのならば、理事会承認は不要でしょう。自分の利益をはかることはできないからです。

理事会承認の要・不要の境目は、理事が自分の利益を追求できるか否かにあります。契約の内容が、定型的で料金、条件等が確定していて、自分の利益をはかる余地のない共同購買のような取引であれば理事会承認は不要なのです。

しかし、実際には微妙です。共同購買事業の利用であっても希少価値のある商品の場合には、理事会の承認を得たほうがよいかもしれません。

レコード店の組合が人気タレントの新作を共同購買するとします。組合員全員が望む枚数を入手できるなら自己契約の問題は発生しません。しかし、このCDの仕入枚数が少なく、理事が自分の店に優先的に配分する可能性があるならば、自己契約が問題になるでしょう。共同購買でも、その態様によっては理事会承認が必要な場

合も出てくるわけです。

自衛隊などの官公庁からの仕事を受注する組合の多くは官公需適格組合になっています。適格組合になるためには、共同受注規約、配分基準などを厳格に規定しなければなりません。その規定にのっとり理事が配分を受けたということであれば、理事会承認を得る必要はないと考えられます。しかし、自己の利益をはかる余地が少しでもあるならば理事会承認を得ておくほうが賢明だと思います。平成十八年の法改正で、理事会承認後も重要事項を理事会に報告することとされました。

### ポイント

★原則として理事（会社）と組合の契約は自己契約、理事会承認が必要

★自分の利益をはかる余地がなければ承認不要

### 中小企業組合理事のための Q & A

清水透著・2010年5月25日（新訂）  
第1版第1刷発行より転載。

◎ご購入のお申込み等、図書についての詳細は全国中小企業団体中央会のホームページをご参照下さい。（トップページ▽中央会の出版刊行物）

### 組合士検定にチャレンジ!!

Q. 理事会、役員に関する正誤問題です。

【第1問】理事会の特別議決事項は、議決に加わることができる理事の2/3以上をもって行うことが必要である。

【第2問】理事会の決議に特別の利害関係を有する理事は、その議決に参加することはできないが、意見陳述の機会是与えられる。

【第3問】利益相反取引を行うとする組合の理事は、理事会の定足数には入るものの、議決権は停止される。

【第4問】役員の定数の1/3を超える者が欠けたときは、3か月以内に補充しなければならない。

【第5問】組合と理事の会社とが契約する場合は、自己契約の適用はない。

### 《解答》

【第1問】×（理事会には特別議決事項はない。理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行うことになっている。（定足数も可決要件も、過半数を上回る割合を定款で定めることができる））  
【第2問】×（特別利害関係人は、議決に加わることができないし、意見陳述の機会もない。）  
【第3問】×（利益相反取引をしようとする理事は、理事会の承認を得る必要がある。この理事会では特別利害関係人になり、議決権は不定足数のカウンタからも除外される。）（第4問）○  
【第5問】×（自己契約は「組合」と「理事又は第三者」が契約する場合は規定であり、この第三者には理事の会社が含まれるので、自己契約の規定が適用される。）